

意見募集要領

「東大和市手話言語条例（案）の骨子について」に係るパブリックコメントを実施します。

「東大和市手話言語条例」は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び普及に関する基本理念、市の責務並びに市民等の役割を明らかにし、施策の推進を図ることにより、手話を必要とする方の基本的人権を尊重し、もって地域共生社会の実現に寄与することを目的として制定するものであります。

市では、条例の制定にむけて、令和5年度から関係団体との懇談会を開催し検討をしてきたところであり、この度、条例（案）の骨子を作成いたしましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

1 制定の背景

- (1) 平成18年の障害者の権利に関する条約や平成23年の改正障害者基本法において手話を言語と明記されました。
- (2) 手話が独自の言語であることを啓発する取組が進められています。東京都においても、令和4年に東京都手話言語条例を制定しています。
- (3) 令和2年第1回市議会定例会において、東大和市手話言語条例に関する陳情を採択しています。

2 「東大和市手話言語条例」の前文（案）の骨子

手話は、手指等を用いて視覚的に表現する独自の文法を持つ言語であり、手話を必要とする者が、意思疎通、社会参加、知的で豊かな生活のために必要な言語であります。

手話に対する誤解や偏見等により、手話を必要とする者は、様々な制約を受けてきましたが、こうした苦しい経験を経てきたにもかかわらず、手話とろう文化を守ってきました。

障害者基本法に手話が言語として位置付けられるなど、手話への理解が広がる環境ができたものの、市民の理解は十分ではありません。

市は、手話を必要とする者の基本的人権の尊重、意思疎通の円滑化、社会参加の機会の保障に努めるとともに、手話の理解の促進及び普及が、共に支え合う地域共生社会の実現に資することを踏まえて、条例を制定します。

3 「東大和市手話言語条例」本則（案）の骨子

第1条 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、施策の推進により、手話を必要とする者の基本的人権の尊重を図り、地域共生社会の実現に寄与することを目的。

第2条 定義

手話を必要とする者、市民、事業者についての定義を規定

第3条 基本理念

手話の理解の促進及び普及は、手話は言語であるとの認識の下に、次に掲げる地域社会の実現に寄与することを踏まえて推進します。

- ① 手話による円滑なコミュニケーションにより、手話を必要とする者が安心して暮らすことができる地域社会
- ② 学習、仕事など幅広い活動に取り組むことで、手話を必要とする者が心豊かに暮らすことができる地域社会

第4条 市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者と協力して、手話の理解の促進及び普及並びに手話による意思疎通が図られやすい地域社会の構築に資する施策を講ずる。

第5条 市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、基本理念の実現に向けた市の施策に対しても理解と協力を努める。

第6条 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、基本理念の実現に向けた市の施策に対しても理解と協力を努めるとともに、事業活動において、手話を必要とする者との意思疎通の円滑化に資する措置を講ずるよう努める。

第7条 施策の推進

市は、次に掲げる施策を推進する。各施策は、障害者総合プランとの整合性も確保する。

- ① 手話の周知、啓発及び普及の促進に関する施策
- ② 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- ③ 手話通訳者の養成及び確保に関する施策
- ④ 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

第8条 施策の推進における配慮等

市は、手話を必要とする者が医療受診時等に意思疎通等に支障が生じないようにするなどの配慮をして、関係機関との連携等に努める。また、基本理念の実現に資する自主的な取組も支援

第9条 意見の聴取

市長は、第7条及び第8条に則し、施策を推進するため、手話を必要とする者及び手話通訳者等から意見を聴く機会を設ける。

第10条 委任

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人

- (6) 本条例に利害関係があると認められる個人
- (7) 本条例に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和6年12月6日（月）から令和7年1月6日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 ⇒ 広報・広聴 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 地域福祉部 障害福祉課（東大和市役所1階8番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

地域福祉部 障害福祉課（電話042-563-2111 内線1129）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 地域福祉部 障害福祉課（東大和市役所1階8番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市地域福祉部 障害福祉課宛て
- ・ FAX 042-563-5928
- ・ 電子メール shogaifukushi@city.higashiyamato.lg.jp
- ・ 電子申請（下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、URLからアクセスしてください。）



<https://logofom.jp/form/VfYv/828034>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本条例に利害関係があると認められる個人
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本条例に利害関係があると認められる法人等
利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和7年2月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。